

障害者自立支援法の申請・その後・

4月1日付けでスタートした障害者自立支援法の申請から1ヶ月が過ぎました。申請後の結果は、未だ見えていませんが変化はありませんか。5月末に第1回目の集金があります。心配事は納得が行くまで関係部署とお話下さい。

次号に申請前後の結果が出ると思います。皆さんからヒヤリングをさせて下さい。課題を整理して行政と話し合いの場を持ちたいと思います。夫々の立場で先月までに遭遇した色々な事例を挙げると、

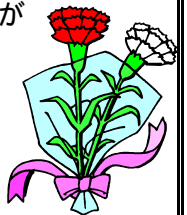
- (事例1)**施設入所、住民票を施設のある所に移した(世帯分離)場合・・・個別減免を受けるための小生の長男の例
- (1) 年金の住所変更を熊谷社会保険事務所に届けなさい・・・本人が色々な管理が出来ない。施設が郵便を預り、タイムリーな処理出来るか心配。・・・熊谷社会保険事務所は機械的処理・・・とりあえず処置は保留。
 - (2) 医療費の1割負担・・・最初3割を支払い、市へ申請で2割戻入・・・入所施設で手続きを代行すると1,580円/回手続料が掛かる。・・・自分でするにしても普通の日に半日がかりとなろう。
 - (3) 住民票を移したことで親からの扶養控除を外れる?・・・世帯分離と税金の扶養控除は別判断で連動しない。但し、国民健康保険の加入手続きが必要で保険料を納める(収入で減免)。健康保険は今まで通り。

(事例2)施設入所の費用、支援費制度前(措置費)約2万円強/月、17年度支援費制度約4万円/月、18年度障害者自立法(個別減免後)約6万円前後と予測、この様に法律が変わる度に出費が増加する。

障害者基礎年金2級のレベルでは赤字。それで障害児(者)の生活の環境や技能アップに格段の伸びがあった訳でもない。悩ましいですね。等など一例です。

皆さんの中に色々な質問・疑問があると思います。・・・続きは「親の会の総会」で話しましょう。

また、厚生労働省記者会プレスリリース「**あきらめないでください、今からでも出来る、このことは**」の障害者自立支援法への対応策、一問一答を添付しますので確認ください。



手をつなぐ親の会「総会」ご案内(重要)

1. 日時 5月17日(水)AM10:30集合
2. 場所 「つくしの家」(たんぼぼ作業所敷地内)
3. 討議 平成17年度事業、決算・監査報告
平成18年度事業計画・予算案審議他

深谷地区肢体不自由児者父母の会と合同総会です。

総会終了後、昼食懇談(無料)を行います。お弁当の手配の関係で**出欠は必ず、5月15日(月)までに梶山まで連絡ください(TEL572-2863)**。

親の会の年会費2,000円を受付に納入ください。

総会終了後、昼食懇談(会負担)があります。

お出かけ手段のない方は連絡ください。会員同士の乗合いで助け合いましょう。

総会欠席者には後日、総会資料を差し上げます。会費の支払いは、たんぼぼ作業所に通所の方は、**職員鶴谷さんにお預けください**。その他の方は、**郵送が資料手配り時に集金します**。



今後の行事予定・・・詳細は別途連絡

1. 平成18年度(第43回)県大会
 - (1) 日時 平成18年7月23日(日)
 - (2) 場所 加須・パストラルかぞ
 - (3) テーマ「障害者自立支援法で障害者の生活がどう変わるか」...親・親の会の役割は...
2. 手をつなぐ育成会 関東甲信越ブロック大会
11月、千葉市 全日本の大会と併設

配布物

1. 深谷市手をつなぐ親の会通信#6
2. 厚生労働省記者会プレスリリース
3. 機関紙「やまびこ」NO.165、167、168
(NO.165 第39回 関プロ大会報告書)

親の会通信は2ヶ月前後に発行します。情報がありましたら梶山まで連絡下さい。